

十月二十五日議決案件

討論

日本共産党

新旭町庁舎整備事業に関する事業契約締結に関し、旭町庁舎は取り壊し、建て替える方向が示されたが、今なお市民からは価値ある建物をなくさないでほしいとの要望が多く出ている。また日本建築学会や建築家協会やドコモモジャパンからも再生して保存活用すべきとの意見が根強い。ドコモモ日本支部から三月に出された旭町庁舎の再生計画は、施設の老朽化と耐震上の問題、将来にわたるランニングコスト等、主要な課題や問題をクリアして、行政機能と役割を果たし再生・活用できる計画となっている。今一度立ちどまり再考するべきである。

中西進 泰

新旭町庁舎整備事業の事業契約締結に関して賛成する。旧旭町庁舎は二十五年と二十八年度の二度にわたり、解体を前提とした予算が可決された。二十九年第一回定例会では建設予算が可決され、五月には落札者が決定。八月には仮契約が締結され、本議案の決定により本契約へと進み、平成三十

二年四月の供用開始に向け着実に事業が進められている。昨年第一回定例会では庁舎の歴史的価値や新旭町庁舎整備費用の問題、旧旭町庁舎を活用した観光の推進等の理由により解体に反対した。しかし、民主主義の手続に則り三度の本会議決定を行ったことを極めて重く受けとめ、この議決を遂行することが行政の安定性、信頼性を確保するためには重要であると考えるので、本議案に賛成する。

十月三十日議決案件

討論

日本共産党

二、四の供用開始に向け着実に事業が進められている。昨年第一回定例会では庁舎の歴史的価値や新旭町庁舎整備費用の問題、旧旭町庁舎を活用した観光の推進等の理由により解体に反対した。しかし、民主主義の手続に則り三度の本会議決定を行ったことを極めて重く受けとめ、この議決を遂行することが行政の安定性、信頼性を確保するためには重要であると考えるので、本議案に賛成する。

十一月三十日議決案件

討論

日本共産党

身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正は、障害者の方々の自己負担の増大のため反対。大型ごみ有料収集の導入は、ごみ排出量及び焼却処理量の削減、環境を意識したライフスタイルの浸透、排出量に応じた負担の公平化を主な目的としているが、いずれも委員会審議を通じて論理が破綻している。また、市民に新たな負担を求めることにならなため反対。旧大蓮東小学校跡地利用に関連する議案は、質の高い保育、教育とならず、認定こども園では矛盾

日本共産党

が大きくことや、弥刀東幼稚園、長瀬西幼稚園、大蓮保育所の統廃合を伴うもので反対。しかし、地域要求も含まれた複合施設整備は必要である。仮称東大阪市宮荒本住宅B棟建てかえ工事に関する請負契約の締結は、入札が前者のみで落札率が九十九・三七％と、全国市民オンブズマンが談合の疑いが極めて強いと指摘する落札率九十五％以上であり反対。

値の高い建築物として市民にも親しまれてきたことは周知の事実。市民や建築の専門家などから解体前に見ておきたいという要望がある。総務委員会の総意として市長に見学会を要請し、今回五百三十万円の補正予算が提案された。これは多過ぎるとの議論があったが、建築学会のポランティアや、募金活動等により経費削減が可能。また対象者を市内在住者に限定しているが、広く建築家や地元業者、大学や高校の学術研究に資するためにも、市外在住者の受け入れも行うべきである。市民などの要望にこたえるために賛成する。

十二月二十七日議決案件

討論

大阪維新の会

議案第百一号から議案第百五号までの五案件は、人事院勧告に伴うもので、可決されると四年連続の給与アップとなる。財務部答弁では市の財政が今後更に厳しい状態に陥るとのこと。本市は従業員が二十人未満の小規模企業が約九十％であるが人事院勧告における官民比較の対象は大企業。地方公務員の給与改定等に関する総務省通知では、第

大坂維新の会

議案第百一号から議案第百五号までの五案件は、人事院勧告に伴うもので、可決されると四年連続の給与アップとなる。財務部答弁では市の財政が今後更に厳しい状態に陥るとのこと。本市は従業員が二十人未満の小規模企業が約九十％であるが人事院勧告における官民比較の対象は大企業。地方公務員の給与改定等に関する総務省通知では、第

一に、厳しい財政状況及び各地方公共団体の給与事情等を十分検討の上、既に地域における国家公務員または民間の給与水準を上回っている地方公共団体において、必要な措置を講じることをめ、その適正化を図るのとある。そしてその一に、地域における民間給与等の状況を勘案して適切に対処することとなっている。これらのことから反対する。

日本共産党

市立青少年女性センターの廃止に関しては、今後の社会教育施設とその機能について十分検討されたとは思えない提案である。施設が減る中で、社会教育をどのように発展させるのか、だれもがいつでも学べる機会をどう保障するのかを行政の責任で示すべき。また、青少年女性センター、加納分館の存続を求める市民の声もあり反対する。

指定管理者の指定に関し

指定管理者の指定に関して、利益を目的とする企業が社会教育の一環である体育施設の管理運営等、利益を生まない業務を担うとなれば、職員待遇や施設管理費用を削減する可能性が生じる。安全確保や社会教育活動を支援する機能が低下

し、非正規、低賃金で働く人をふやすことにもつながりかねないと考え反対する。市立斎場条例の一部改正に関しては、賛成するが七斎場は老朽化が著しく、早期に全体の体系的な整備計画の具体化が必要である。

真実の会

議案第百一号から議案第百五号までの人事院勧告に伴う議案に関し反対する。市税を初めとする歳入環境の大幅な好転が見込まれない中、市制誕生五十年という中で多くの大型事業が予定されている。市制百年に向けたこれからの五十年間、大きな事業もできず、ただ先輩方が残した借金を返済するだけの五十年とはしたくない。今回の給料表の改定率は平均〇・二％で、約二億円の予算が必要である。財政調整基金も底が見え始めている。財政難、人口減少、超高齢社会突入で、若い世代の夢や目標がかなえづらい状況にある中、一円でも多く市民に還元できる事業を進める必要がある。ともに我が身をささげる改革で踏ん張り、今後、給与アップに賛成できる時代をつくっていくことを誓って反対する。